

令和8年第7回 鞍手町農業委員会総会議事録

注1：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

注2：この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●表記としています。

■開催日時

令和8年7月10日（金）午後2時30分から

■開催場所

鞍手町役場 大会議室

■出席委員 13名（☒は出席委員）

欠席委員 0名（☐は欠席委員）

☒ ① 栗田 美和	☒ ② 安永 洋一	☒ ③ 幸田 剛	☒ ④ 筒井 浩一
☒ ⑤ 遠藤 幸男	☒ ⑥ 深草 雄介	☒ ⑦ 島仲 繁雄	☒ ⑧ 古野 久和
☒ ⑨ 田中 勉	☒ ⑩ 香月 宏一	☒ ⑪ 白石 信幸	☒ ⑫ 浦部 篤
☒ ⑬ 会長 小長光 隆			

■農業委員会事務局

局長 大村 俊夫

次長 岩崎 一宜

■議案目次

議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第17号	農用地利用集積等促進計画（所有権移転）	2件
議案第18号	農用地利用集積等促進計画（利用権設定）	4件
報告	非農地証明願い	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書（賃貸借の合意解約）	5件
報告	農地転用許可後の工事完了報告書	1件

■会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、令和8年第7回鞍手町農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は13名で、会議は成立いたします。

本日の議事録署名委員は1番の栗田美和委員と2番の安永洋一委員の2名を指名いたします。

議案は事前配布をしております。事務局長より議案の朗読及びその他の報告をいたします。

局 長 議案の朗読の前に議案の資料の差し替えについてご説明いたします。議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案配付後に申請者より配置図の修正の申し出がありました。本日は位置図の差し替え分をお配りしておりますので、事前に配付しておりました議案の7ページの配置図と差し替えをお願いいたします。

それでは議案の朗読をさせていただきます。(議案第16号から第18号の朗読)

以上が本日の議案であります。

続きまして報告事項として、非農地証明願いが1件あります。議案書の22ページから23ページについて、第二分科会で現地調査実施後、審査の結果、承認することとしましたので報告します。次に24ページから26ページ左側のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知書(賃貸借の合意解約)が5件提出されています。最後に26ページ右側のとおり農地転用許可後の工事完了報告書が1件提出されています。

続きまして来月の日程ですが、第一分科会による事前審査を令和8年8月7日、金曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を令和8年8月11日、月曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しています。

以上でございます。

会 長 それでは議案審議に移ります。

～ 各議案の議事録は別紙 ～

会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。
何かご意見等はありませんでしょうか。

無いようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

議事録署名委員 栗田 美和
安永 洋一

	規制法に関することなどの質問があり、これに関して確認等を行う必要があるということで、申請者、事務局、県水田農業振興課と確認や協議を続けてきたところです。その中で、計画変更による図面修正等が生じ、最終的には、7月8日に修正後の図面が提出されたところです。
	《委員からの主な意見》 ・新北地区への説明をしないといけないのではないか。 ・保留にして新北地区の同意をもらってから審査したほうが。 ・審査が1ヶ月遅れるかどうかのこと。 ・申請者が1ヶ月遅れることを了承すれば良いが。
会長	少し長くなってきているので、17号議案と18号議案の審査を先に審議しようと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	《17号議案、18号議案の審査が終了した後》 では中断していた議案第16号にもどります。新北地区への説明や、審査を遅らせるなどの意見が出ていました。これらについて、申請者や新北區に確認をとったところです。
	《確認した内容》 ・審査は今回の総会で行ってほしい。(申請者) ・日程が決まれば、修正後の転用計画(事業計画)についての説明を新北地区に対して行う。(申請者) ・説明会を開くには1週間くらい時間が必要。明日、明後日に開催することはできない。(新北區)
会長	何点か確認をしましたが、新北區長からは、説明会をするには1週間くらい時間が必要だということでした。申請者には、もう一度新北地区に行って、今回の転用申請についての説明会をしてもらいたいと伝えたところ、分かりましたとのことでした。そうしたところで、説明会が終わってから再度審議するということでも間に合いますか。
事務局長	今回の転用申請については、県に進達する前に、農業会議の常設審議委員会に諮らなければならない案件となっていて、その審議委員会が来週の金曜日、7月17日です。そのため、説明会が終わってからとなると、審議委員会に間に合わなくなるため、結果として1ヶ月遅れることになります。
会長	となると、どうしたものか。
事務局長	申請書類については以前から、県水田農業振興課に確認を取りながら、その都度申請内容の確認事項や不備等、県から指摘があった箇所を申請者に伝え、7月7日には県庁において水田農業振興課、事務局、申請者で疑義等の確認や協議を行い、先ほども説明しましたように、転用申請に必要な書類が一式提出されているところです。新北地区としては、保留と言いますか、継続審議と言いますか、そうなった方がいんだらうと思いますけども、申請書類としては、おそらく許可が出る内容のものになっていると思われますので、明確な根拠もなく審査を遅らせてしまうこともできないかと思います。新北地区にとっては事後の説明になってしまいますが、一旦、今回の総会で審査をするしかないのかなと思います。

栗田委員	そうなると、事務局に大きな負担がかかってしまうことになる。
会長	皆さん、どうですかね。申請者には私から話をして、新北地区にしっかりと説明をするようにと、そして必要であれば、事務局には迷惑かけるけど説明会に職員も出てもらって、今回の総会で審査を行うということにしないと仕方ないと思いますが、どうですかね。
	意見や異議が出なければそれで良いのではとの声
会 長	では議案第 16 号について、審査を進めていきます。 本案については、第二分科会にて事前審査をしておりますので、第二分科会長の審査報告を求めます。第二分科会長、白石信幸君。
分科会長	はい。議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件。上記の議案について、7 月 9 日に第二分科会を開催し、審査の結果、申請どおり承認することに決しました。 以上、報告します。令和 8 年 7 月 10 日、第二分科会長、白石信幸。
会 長	ただ今、第二分科会長から審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。
	(質疑・質問なし)
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。
	(意見なし)
会 長	意見も無いようですので、第二分科会長の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。
	(「異議無し」の声あり)
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 16 号は申請のとおり承認することに決しました。なお、本案は県知事の許可事項となっておりますので進達いたします。

会議名	令和 8 年第 7 回鞍手町農業委員会総会				日程	令和 8 年 7 月 10 日	
					場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛	
	4	☑ 筒井 浩一	5	□ 遠藤 幸男	6	☑ 深草 雄介	
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉	
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤	
	会長	☑ 小長光 隆					
会 長	議案第 18 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 4 件を議題としますが、議事参与の制限により●●●●委員は退席をお願いします。						
	(●●●●委員 退室)						
会 長	事務局より議案の説明をします。						
事務局長	議案第 18 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 4 件。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に基づき、農業委員会の意見を求められているものです。 議案書の 16 ページから 21 ページに各筆明細を記載しております。 1 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字小牧●●●●番●、外●筆。現況地目は畑。合計面積 325 m²。 2 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字上木月●●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 16,891 m²。 3 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字小牧●●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 14,242 m²。 4 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字猪倉●●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 6,173 m²。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の要件を満たしていると考えられます。 以上で説明を終わります。						
会 長	本案については、第二分科会にて事前審査をしておりますので、第二分科会長の審査報告を求めますが、分科会長は退席しておりますので、副分科会長より報告を求めます。副分科会長、田中勉君。						
分科会長	はい。議案第 18 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 4 件。上記の議案について、7 月 9 日に第二分科会を開催し、審査の結果、特に問題無しとすることに決定しました。 以上、報告します。令和 8 年 7 月 10 日、第二分科会副会長、田中勉。						
会 長	ただ今、第二分科会から審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。						
	(意見なし)						
会 長	意見も無いようですので、第二分科会の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。						

	(「異議無し」の声あり)
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 18 号は第二分科会の報告のとおり、町長へ回答することに決定しました。
	(●●●●委員 入室)